

大阪府警察指紋等取扱規程（昭和44年大阪府警察本部訓令第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（指掌紋記録等の点検等）

第2条 警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、規則第3条の規定により、指紋記録等（規則第2条第1号に規定する指紋記録等をいう。以下同じ。）及び掌紋記録等（規則第2条第2号に規定する掌紋記録等をいう。以下同じ。）（以下「指掌紋記録等」という。）を作成したときは、指掌紋の押なつ状況及び身上事項の記載内容について点検するとともに、指掌紋記録・処分結果資料作成処理簿（別記様式第1号）に必要事項を記載して、その経過を明らかにしておくものとする。

（処分結果資料の作成等）

第3条 署長等は、警察庁犯罪鑑識官から規則第3条の規定により作成した指掌紋記録等に係る犯歴番号（警察庁犯罪鑑識官が指紋記録を受領した順に定めた被疑者に係る番号をいう。以下同じ。）をライブスキャナで受信し、又は鑑識課長から犯歴番号の通知を受けたときは、当該指掌紋記録等の身上事項の記載内容について確認した上、処分結果資料（別記様式第2号）を作成するものとする。

（処分結果資料の送付等）

第4条 署長等は、事件を送致（送付を含む。以下同じ。）したとき、又は不送致と決定したときは、処分結果資料送付書（別記様式第3号）に前条の規定により作成した処分結果資料を添付の上、速やかに、通送等により鑑識課長に送付するとともに、指掌紋記録・処分結果資料作成処理簿にその旨を記載するものとする。この場合において、不送致と決定した事件については、規則第5条第1項の規定による処分結果記録の作成及び送信は要しない。

2 鑑識課長は、前項の規定により処分結果資料の送付を受けたときは、整理保管するとともに、処分結果資料受領簿（別記様式第4号）にその旨を記載するものとする。

（処分結果通知書の用紙の添付）

第5条 署長等は、指掌紋記録等を作成した被疑者に係る事件を検察庁に送致するときは、処分結果通知書（別記様式第5号）の用紙を当該事件の送致書類に添付するものとする。

（処分結果記録の送信）

第6条 鑑識課長は、検察庁又は裁判所から処分結果通知書又は裁判が確定した旨の通知書の送付を受けたときは、第4条第1項の規定により送付を受けた処分結果資料にこれらの通知書に係る処分結果の内容を記載するものとする。

2 鑑識課長は、処分結果の内容が細則第4条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、処分結果記録を警察庁犯罪鑑識官に送信するとともに、当該処分結果記録に係る処分結果資料を廃棄するものとする。

（追加し、又は訂正すべき身上事項の通知等）

第7条 署長等は、規則第4条第1項又は第2項の規定により鑑識課長に送信し、又は送付した指掌紋記録等に係る身上事項について、追加し、又は訂正すべきものがあると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

（1）指掌紋記録等に係る身上事項のうち、氏名、性別、生年月日及び身体特徴以外の事項について、追加し、又は訂正すべき事項がある場合（第4条第1項の規定により当該指掌紋記録等に係る処分結果資料を鑑識課長に送付する前であるときに限る。） 細則第3条第2項に規定する方法に代えて、当該処分結果資料の調査結果記入事項の該当する箇所に追加すべき事項を記載し、又は当該処分結果資料の指紋資料記入事項の該当する箇所に追加すべき事項を記載し、若しくは訂正すべき事項を訂正した上、第4条第1項の規定により当該処分結果資料を鑑識課長に送付するものとする。

(2) 指掌紋記録等に係る身上事項について、追加し、又は訂正すべき事項がある場合（前号に掲げる場合を除く。） 細則第3条第2項に規定する方法に代えて、訂正事項通知書（別記様式第7号）により鑑識課長に通知するものとする。

（追加し、又は訂正すべき身上事項の通知を受けたときの措置）

第8条 鑑識課長は、前条第2号の規定により、追加し、又は訂正すべき身上事項の通知を受けたときは、細則第3条第3項の規定により必要な追加又は訂正を行った上、警察庁犯罪鑑識官に通知するものとする。

（現場指掌紋等の送付）

第9条 署長等は、規則第6条第1項の規定による現場指紋又は現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）の送付については、現場指掌紋の中に、対照できる指掌紋があると予想される場合は現場指紋、足痕跡等送付書（別記様式第8号）を、対照できる指掌紋がないと予想される場合は現場指紋、足痕跡等簡易送付書（別記様式第8号の2）を添付の上、協力者指紋及び協力者掌紋（以下「協力者指掌紋」という。）を採取した協力者指掌紋採取用紙（別記様式第9号）と共に鑑識課長に送付し、現場指紋、足痕跡等送付簿（別記様式第10号）にその旨を記載するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定により現場指紋、足痕跡等簡易送付書を添付して送付された現場指掌紋について、対照が可能であると認めるときは、当該現場指掌紋を送付した署長等に対してその旨を連絡するものとし、当該連絡を受けた署長等は、当該現場指掌紋について現場指紋、足痕跡等送付書を作成の上、鑑識課長に速やかに送付するものとする。

（遺留指掌紋の照会等）

第10条 鑑識課長は、署長等から現場指掌紋の送付を受けたときは、当該現場指掌紋について対照することができるものと対照することができないものとの選別した上で、対照することができるものについて規則第6条第2項の規定による対照を行うとともに、現場指掌紋受理簿（別記様式第11号）に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

2 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定による対照を行った現場指掌紋のうち遺留指掌紋があったときは、規則第6条第3項の規定による照会又は大阪府警察の保有する指紋記録との対照を行うとともに、遺留指掌紋照会処理簿（別記様式第12号）に必要事項を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

3 鑑識課長は、第1項の規定により選別した対照することができない現場指掌紋及び規則第6条第2項の規定による対照を行った結果、協力者指掌紋と一致した現場指掌紋については、裁断等復元できない方法により確実に廃棄するものとする。

（保管遺留指掌紋の廃棄）

第11条 鑑識課長は、保管している遺留指紋又は遺留掌紋（以下「保管遺留指掌紋」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、保管遺留指掌紋を廃棄するものとする。

(1) 保管遺留指掌紋に係る事件の被疑者を検挙し、判決が確定したとき。

(2) 保管遺留指掌紋に係る事件の公訴の時効が完成したとき。

（遺留指掌紋の指名照会）

第12条 署長等は、遺留指掌紋のある事件の被疑者を検挙したとき等、被疑者と認められる者があるときは、鑑識課長に規則第8条第1項の規定により当該被疑者の指掌紋記録等と遺留指掌紋との対照を依頼しなければならない。

（被疑者に係る緊急指掌紋照会）

第13条 署長等は、規則第9条第1項及び第2項の規定による照会を緊急に行う必要があるときは、事前に電話等により鑑識課長に依頼するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定により依頼を受けたときは、規則第4条第4項の規定により保管している指掌紋記録等と対照するものとする。

3 鑑識課長は、前項の対照の結果、該当する指掌紋記録等の発見に至らなかったときは、細則第8条第2項又は第4項において準用する細則第7条第3項の規定により、警察庁犯罪鑑識官に電話等により連絡した上、警察庁犯罪鑑識官の承認を受けた後、規則第9条第1項又は第3項の規定による照会を行うものとする。

（変死者等に係る指掌紋照会等）

第14条 署長等は、規則第10条第1項の規定による変死者等に係る指掌紋照会及びその照会を緊急に

行う必要があるときは、その旨を電話等により事前に連絡し、特使等により鑑識課長に依頼するとともに、変死者等指掌紋照会処理簿（別記様式第13号）にその旨を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、規則第4条第4項の規定により保管している指掌紋記録等と対照した上、その対照の結果を依頼した署長等に回答するものとする。この場合においては、変死者等指掌紋照会受理簿（別記様式第14号）にその旨を記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

3 鑑識課長は、前項の対照の結果、該当する指掌紋記録等の発見に至らなかったときは、警察庁犯罪鑑識官に規則第10条第2項の規定による照会を行うものとする。この場合において、当該照会を緊急に行うときは、細則第9条第2項において準用する細則第7条第3項の規定により、事前に警察庁犯罪鑑識官の承認を得るものとする。

4 署長等は、鑑識課長から当該変死者等に係る指掌紋照会に対する回答を受けたときは、変死者等指掌紋照会処理簿にその旨を記載しておくものとする。

（鑑定嘱託）

第15条 署長等は、指掌紋の鑑定を必要とするときは、別に定める鑑定嘱託書発信簿に記載の上、事件名、鑑定事項等を記載した鑑定嘱託書（別記様式第15号）により鑑識課長に嘱託するものとする。

2 鑑識課長は、署長等から鑑定の嘱託を受領したときは、速やかに鑑定の上、鑑定書（別記様式第16号）を作成し、嘱託した署長等に送付するとともに、その経過を鑑定処理簿（別記様式第17号）に記載しておくものとする。

（職員の指掌紋の採取）

第16条 所属長は、あらかじめ所属する職員の指掌紋を採取し、鑑識課長に送付するものとする。ただし、既に採取している職員及び犯罪現場に臨場することがないと認められる警察官以外の職員については、その採取を省略することができる。

（ライブスキャナを操作して行う業務の依頼）

第17条 警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長は、ライブスキャナを操作して行う業務については、鑑識課長又は警察署長に依頼して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定により作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

（関係規程の一部改正）

3 大阪府警察少年警察活動規程（昭和36年大阪府警察本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

4 大阪府警察捜査指揮規程（昭和32年大阪府警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成12年12月25日本部訓令第38号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日本部訓令第24号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月19日本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月19日から施行する。

附 則（平成25年2月1日本部訓令第3号）

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日本部訓令第22号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。